

3月は「自殺防止！東京キャンペーン」月間です

都では3月と9月を自殺対策強化月間として、「自殺防止！東京キャンペーン」を実施しています。この機会に心の重荷を誰かに話してみませんか。詳しくは都福祉保健局保健政策課自殺総合対策担当 ☎03・5320・4310へ。

特別相談を実施します

- ◎東京都自殺相談ダイヤル
～こころといのちのほっとライン～
3月11日(月)～15日(金) (5日間とも24時間)
☎0570・087478
- ◎自殺予防いのちの電話
3月10日(日) 午前8時～翌朝8時 (24時間)
☎0120・738・556 (毎月10日、フリーダイヤル)
- ◎54時間特別相談
3月9日(土) 午前0時～11日(月) 午前6時
☎0120・58・9090 (東京自殺防止センター)

- ◎自死遺族のための電話相談
3月9日(土)～12日(火) 午前10時～午後10時
☎03・3796・5453 (グリーンケア・サポートプラザ)
3月13日(水)～15日(金) 午前10時～午後10時
☎03・5988・7778 (全国自死遺族総合支援センター)
- ◎多重債務110番
3月4日(月)・5日(火) 午前9時～午後5時
☎03・3235・2400 (東京都消費生活総合センター)

相談会を実施します

- ◎「東京都こころといのちの総合相談会」
新宿・立川・上野の各会場で、いずれも月曜日の午後1時～5時(受け付けは4時まで)に開催します。
①3月11日(月) 新宿スバルビル会議室 (JR「新宿駅」西口直結)
②3月18日(月) アレアホール (JR「立川駅」南口直結/「アレアア2」6階)
③3月25日(月) スター会議室 上野ANNEX (東京メトロ日比谷線・銀座線「上野駅」3番出口徒歩1分)

東久留米市自殺予防 普及啓発リーフレット

「あなたの大切な人のいのちを守るために」

を作成しました

東久留米市では、年間20～30の方が自殺で大切な命を亡くしています。

こころの不調サインや相談窓口などを掲載したリーフレットを作成し、配布しています。市ホームページからも取得することができます。

ぜひご活用ください。

詳しくは健康課 ☎477・0022へ。



第1回市議会定例会を開催します

25年第1回市議会定例会が3月1日(金)～26日(火)の日程で開催の予定です。市長の施政方針演説が1日、施政方針に対する総括代表質問が5日、一般質問が6日～11日、常任委員会が13日・14日、予算特別委員会が15日～22日の予定です(いずれも土曜・日曜日、祝日は休会)。詳しくは議会事務局 ☎470・7789へ。

高齢者雇用安定法の一部が改正されます

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、今年4月1日から施行されます。

主な改正内容

65歳未満の定年を定めている事業主が、高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができず、今回の改正では、この仕組みが廃止され、今年4月1日からは原則、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

▼民間企業Ⅱ 1・8%から2・0%へ引き上げ ▼国、地方公共団体などⅡ 2・1%から2・3%へ引き上げ ▼都道府県などの教育委員会Ⅱ 2・0%から2・2%へ引き上げ

詳しくはハローワーク三鷹・雇用指導官 ☎0422・47・8635へ。

募集



保育士(嘱託員)

【募集人数】若干名
【応募資格】保育士資格を有する方(25年3月31日までに資格取得見込みも可)

【雇用期間】4月1日～26年3月31日
【勤務時間など】月16日勤務。午前7時～午後7時15分の間、7時間45分(休憩時間除く)。当番制で土曜日勤務あり

【報酬】月額21万1900円(交通費相当額は別途支給)

【保険など】健康保険、厚生年金、雇用保険加入

【勤務場所】市立保育園

申し込みは3月11日(月)までに(必着)、履歴書(市販のものでも可、写真添付)と保育士登録証の写しを〒203-8555、市役所保育課宛てに簡易書留で郵送、または直接同課(市役所2階)へ持参してください。

※採用は書類選考後、面接(3月14日(木)または15日(金))の上、決定します。詳しくは保育課 ☎470・7745へ。



配膳員、給食事務、栄養士
【勤務日】原則として勤務校の給食実施日

【その他】6カ月ごとに雇用更新。有給休暇は6カ月後に取得可。交通費は別途支給。栄養士は要栄養士免許。中学校栄養士はさらに要普通自動車免許。調理補助および配膳員は体力に自信のある方

※勤務時間や勤務条件などは市ホームページで確認ください。

詳しくは同課保健給食係 ☎470・7779へ。

国民健康保険

70歳～74歳で一部負担金の割合が「1割」の方へ、新しい国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付します

医療制度改革により、保険負担に据え置かれることになり、負担に軽減されることになりました。

20年4月から2割負担に引き上げられることになっていましたが、昨年度に引き続き、この見直しは凍結されました。このため、25年4月～26年3月の1年間にしても、1割負担に据え置かれることになりました。

有効期限にご注意を

国民健康保険被保険者証は25年10月1日に一斉更新されるため、有効期限は9月30日に設定されています。

また、高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月に前年中の所得により見直されます。この判定で一部負担金割合が変更となる方については、再度変更した被保険者証を送付する予定です。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

消費生活に関する

「若者のトラブル110番」

キャッチセールスや架空請求、インターネットに関連したトラブルなど、若者の消費者被害が後を絶ちません。市消費者センターでは次の2日間、「若者のトラブル110番」を実施します。契約上のトラブルなどで困ったときは、すぐにご相談ください。

【日時】3月13日(水)・14日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時

【会場】市消費者センター(市役所2階生活文化課内)

【対象】契約当事者が29歳以下の方

【実施形態】電話相談、来所相談(予約不要)

※通常の消費者相談も行っています。

詳しくは市消費者センター ☎473・4505へ。



国民年金 退職したときは国民年金の手続きを

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合などに加入している場合を除き、ご自身で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付をしなければなりません。会社などを退職し、厚生年金保険や共済組合に加入しなくなると、国民年金第1号への加入が必要になります。

国民年金第1号への加入後、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、免除制度(全額免除、一部免除)が適用されます。若年者納付猶予制度があります。退職後学生になる場合は学生納付特例制度があります。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。



国民年金第1号への加入後、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、免除制度(全額免除、一部免除)が適用されます。若年者納付猶予制度があります。退職後学生になる場合は学生納付特例制度があります。

国民年金第1号への加入後、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、免除制度(全額免除、一部免除)が適用されます。若年者納付猶予制度があります。退職後学生になる場合は学生納付特例制度があります。